

5 申込書類

マイナンバー（社会保障・税番号）手続きについて

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）により、下表に記載の申請手続ではマイナンバーの提示が必要となります。

（１）マイナンバーの提示が必要な申請手続

申請の種類	必要な書類	対象者	申請の方法
保育所等利用申込 または 教育・保育給付認定申請	教育・保育給付認定申請書兼 保育所等利用申込書 または 教育・保育給付認定申請書	保護者（父母） 児童	窓口または郵送 ※郵送の際は、下記に挙げる ご申請者様の身元確認書類 及び番号確認書類の写しを ご提出願います。

◆教育・保育給付認定申請書は、教育・保育給付認定の申請のみを行う場合にご提出いただく書類です。

◆申込書にマイナンバーが未記入の場合であっても受付します。その際、保育支援課保育サービス係でマイナンバーを確認し
たうえで、住民記録情報等、法令で定める範囲内で使用します。

（２）手続きに必要な書類

《本人確認について》

マイナンバー（個人番号）利用事務手続時には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）に基づき、「本人確認」をさせていただきます。本人確認は、「身元確認」と「番号確認」に分類されます。

①窓口で申込む場合：来庁された方の身元確認書類 + 番号確認書類が必要です。

（例）父が来庁・提出⇒父の身元確認書類+番号確認書類が必要

父母がご一緒に来庁・提出⇒父母いずれかの身元確認書類+番号確認書類が必要

②郵送で申込む場合：「本人確認書類（写）貼付台紙」に保護者の身元確認書類 + 番号確認書類の写しを添付し、申請書類一式と併せてご郵送ください。

身元確認書類・・・申請者（保護者）が個人番号の正しい持ち主であることを確認いたします。

下表A欄に定める書類1種類またはB欄に定める書類2種類が必要です。

区分	身元確認書類（「氏名と住所」または「氏名と生年月日」の記載があるもの）
A【顔写真付身分証明書】 （1種類が必要です）	マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳（療育手帳）、在留カード、特別永住者証明書 等
B【顔写真なし証明書】 （2種類が必要です）	健康保険証（共済組合員証）、後期高齢者医療被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等

番号確認書類・・・正しい番号であることを確認いたします。

以下のうち、いずれか1種類が必要です。

○マイナンバーカード

○個人番号通知書（書面に記載されている氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る）

○個人番号が記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

《代理人が申請する場合》

以下に記載の、代理権の確認書類+代理人の身元確認書類+代理人の番号確認書類が必要です。

代理権の確認書類・・・「委任状」をご提出ください。（指定の様式はありません）

申込書類について ※FAXでの受付はできません

- ◆入園のしおりに添付されている「提出書類について」をご活用いただき、必要書類をご準備ください。
- ◆必要書類や記載例は、区ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。
- ◆区ホームページにて、「教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書（区様式）」、「家庭状況届（区様式）」、「児童の健康状況申告書」及び「就労証明書（区様式）」のエクセル形式を掲載しております。パソコンでの入力が入力簡単に行えますので、ぜひご利用ください。

（１）全ての方が必要な書類（区様式で提出してください）※A-5は郵送受付の方のみ必要です（他自治体からの申込を含む）

No.	必要な書類	注意事項
A-1	教育・保育給付認定申請書兼 保育所等利用申込書	個人番号及び本人を確認できる証明が必要となります。詳細はP.23 をご確認ください。
A-2	家庭状況届	祖父母の状況も必ずご記入ください。
A-3	児童の健康状況申告書	兄弟姉妹で申込む場合は、裏面も利用してください。
A-4	提出書類確認票	提出書類を確認し、ご準備いただいた必要書類に○を付けてください。
A-5	本人確認書類（写）貼付台紙	本用紙に添付された身元確認書類及び番号確認書類によって本人確認を 行います。郵送受付の方のみ必要です（他自治体からの申込を含む）。
-	保育の必要性を証明する書類	世帯の状況により必要な書類が異なります。下表をご確認ください。

※各書類のNoは提出書類確認票に記載している表記と一致しています。

（２）保育の必要性を証明する書類（父母それぞれ必要です）

- ※複数該当する場合は、一番必要性の高い内容の書類を提出してください。指数はいずれか1つの事由のみで判断します。
- ※コピーでの提出も可能です。
- ※入園のしおりに添付されていない江東区様式の書類については、区ホームページからダウンロードしてください。

No.	保護者の事由	必要な書類
B-1	雇用され、既に就労開始している方 「会社役員の方は自営の方を参照」	就労証明書（区様式） ※証明日が就労開始日以降のもの ※就労証明書は江東区長・江東区福祉事務所長宛のものに限ります。
B-1	就労先が内定している方	就労証明書（区様式） ※入園希望月の指数基準日までに就労を開始する場合は、証明日が就労開始日以降 の就労証明書（区様式）の提出も必要となります。
B-1	育児休業中	就労証明書（区様式）
B-1 B-2	自営の方 （個人事業主・経営者・会社役員・ 親族が経営する会社や業務委託で就 労する方・内職の方）	就労証明書（区様式）・自営を証明する書類（下記参照）の2点が必要です。 ★自営を証明する書類について ＜法人番号を有する場合＞ 就労証明書の備考欄（No.18）に法人番号をご記載ください。その場合、自営を証 明する書類の提出は不要です。 ＜法人番号を有しない、または法人番号の記載がない場合＞ 「開業届の控え（受信通知等により提出事実の確認ができるものに限る）、営業許 可証、請負契約書、業務委託契約書、履歴事項全部証明書、領収書、請求書、その 他営業活動の証明となる他社（他者）発行の書類」のうち、いずれか1点の書類の 提出が必要です（写し可。他社発行、または公的機関の証明に限る）。 こちらの書類の提出がない場合、P.38「調整指数4番」の対象となります。
-	求 職 中	書類提出の必要はありません。 ただし、教育・保育給付認定有効期間終了月の翌 月分の利用調整後に自動的に取下げとなります。 ※詳細は、P.30「待機となった場合」をご確認ください。
B-3	出 産	母子手帳の写し（表紙＋分娩（出産）予定日が記載されているページ）
B-4	疾 病	医師の診断書（指定の様式はありません）
B-5	障 害	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳（療育手帳）の写し ※江東区民で身体障害者手帳をお持ちの方は、マイナンバーを利用した情報連携に より受給情報の確認を行いますので、提出は不要です。 ※上記の場合でも、 手帳の有無を家庭状況届に必ずご記載ください。
B-6	介 護	被介護者の医師の診断書（指定の様式はありません）・介護状況調査書兼日常 生活状況調査票（区様式）の2点が必要です。
B-7	災 害	罹災証明書
B-8	就学（内定含む）	在学証明書（又は入学許可書）・カリキュラム（授業形態がわかる書類）等 ※学校教育法に定める学校（大学・大学院等）や職業訓練校に在学されている場合 は、カリキュラムの提出は不要です。 ※入園希望月に就学が内定している方は、内定通知や合格通知等をご提出ください。

※各書類のNoは提出書類確認票に記載している表記と一致しています。

（続き）申込書類について ※FAXでの受付はできません

（３）状況により必要な書類

※入園のしおりに添付されていない江東区様式の書類については、区ホームページからダウンロードしてください。

No.	書類が必要な方	必要な書類
B-3	令和8年4月入園一次募集の0歳児出生前申込みをされる方	母子手帳の写し （表紙＋分娩（出産）予定日が記載されているページ） ※詳細はP.14をご確認ください。
C-1	申込児童を認可外保育施設等に月極有料で預けている方 ※指数基準日までに江東区民として申込みを行った方のみ加算の対象となり、転入予定の方は対象外となります。 （P.38「調整指数14番」に関わります。）	受託証明書（区様式） ※江東区待機児童向け事業（居宅訪問型保育）を利用中の方は提出不要です。 ※詳細はP.38「調整指数14番」をご参照ください。
C-2	同居（別世帯であっても同一住所の場合は該当）する65歳未満（入園希望月の対象年度の4月1日時点での年齢）の祖父母が就労等の理由で保育にあたることができない状況の方 ※令和8年4月入園申込の場合、1961(昭和36)年4月2日以降出生の方は提出が必要です。 （P.39「優先順位10番」に関わります。）	保育にあたることができない状況が確認できる書類 ※在職証明書・被雇用者の健康保険証（国民健康保険及び社会保険の場合の「(家族)被扶養者」は除く。）・社員証・医師の診断書・障害者手帳の写し等 ※書類の提出がない場合、保育にあたることのできる祖父母がいるものとして判定します。
C-3	離婚、離婚調停中、未婚、死別、行方不明、拘禁等によりひとり親の方 ※ 江東区で児童扶養手当を受給中の方はマイナンバーを利用した情報連携により受給情報の確認を行いますので、書類の提出は不要です。ただし、受給の有無を家庭状況届に必ずご記載ください。	ひとり親世帯申立書（区様式）・ひとり親であることが確認できる書類（下記参照）の2点が必要です。 ★ひとり親であることが確認できる書類について 「戸籍謄本、離婚届受理証明書、ひとり親家庭等医療証（マル親）、調停期日通知書、弁護士の特任書、行方不明や拘禁等であることが確認できる証明書、その他ひとり親であることが確認できる書類」のうち、いずれか1点の書類の提出が必要です（写し可。第三者や公的機関の証明に限る。）。
C-4	保護者が保育士または保育教諭として江東区内の保育園等、認証保育所、その他の認可外保育施設での採用が内定している場合、または就労していて、育児休業復職予定での申込みの場合 （P.38「調整指数6番」に関わります。）	保育士証の写し ※就労証明書の「保育士等としての勤務実態の有無」欄の「有」または「有（予定）」のいずれかにチェックがある場合は、保育士証の写しの提出は不要です。
C-5	江東区に転入予定でお申込みの方	転入予定申込に関する同意書（区様式）・申込児童の住民票の写しの2点が必要です。 ※入園希望月の前月末までの転入が可能であることが書類上確認できない場合や、受付締切日までに、上記の書類が提出できない場合は 申込みすることができません。 ※住民票の写しの代わりに、公的機関など第三者が発行した申込児童の生年月日がわかるものでも代用可能です。 ※詳細はP.22をご確認ください。
C-6	申込児童が障害者手帳等をお持ちの方	身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）の写し ※江東区民で身体障害者手帳をお持ちの方は、マイナンバーを利用した情報連携により受給情報の確認を行いますので、提出は不要です。 ※上記の場合でも、 手帳の有無を児童の健康状況申告書（区様式）に必ずご記載ください。
C-7	区立認可保育園の月極延長保育を希望される方	区立保育園延長保育利用申込書（区様式） ※詳細はP.9をご確認ください。
C-8	別居中の養育しているこどもがいる方 （P.39「優先順位9番」及び保育料算定に関わります。）	別居者の扶養事実申立書（区様式）・別居している子ども自身の住民票の写し・扶養していることが確認できる書類（生活費・学資金等を振り込んだ内容が記載された通帳の写し等）の3点が必要です。
C-9	希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許可できる方	育児休業延長許可届（区様式） ※詳細はP.18をご確認ください。
D-1	令和7年1月1日時点で日本国内の市区町村に住民登録のない方 （P.39「優先順位11番」及び保育料算定に関わります。）	給与支払証明書（区様式）・年間収入申告書（区様式） ※詳細はP.26をご確認ください。

※各書類のNoは提出書類確認票に記載している表記と一致しています。

⇒ 次ページ **（４）市区町村民税を証明する書類** もご確認ください。

（続き）申込書類について ※FAXでの受付は行なっておりません

（４）市区町村民税を証明する書類

※P.39「優先順位11番」及び保育料算定のため、令和7年1月2日以降に江東区に転入された方については、市区町村民税の確認をマイナンバーによる照会を通して行いますので、原則として課税証明書の提出は不要です。ただし、**令和7年1月1日時点**で日本国内の市区町村に住民登録のない方は、下記の書類が必要です。

保護者の状況	必要な書類
令和7年1月1日時点で日本国内の市区町村に住民登録がない方 (例) 海外にお住まいだった方	給与支払証明書（区様式） 令和7年度市区町村民税＝令和6年1～12月分給与 令和8年度市区町村民税＝令和7年1～12月分給与 を証明する書類の提出が必要です。

※「給与支払報告書（区様式）」により年間収入を証明する書類が提出できない方、または年間を通じて無収入の方は、「年間収入申告書（区様式）」をご提出ください。

※**税の未申告や書類の未提出で住民税の確認ができない場合**、P.39「優先順位11番」において、最高額で判定します。

※マイナンバーによる情報連携に同意しない場合や税情報が取得できない場合は、課税証明書の提出を求めることがあります。

※保育料の決定方法等については、P.40～41をご覧ください。

（５）お申込み後、状況が変わった際に必要な書類

お申込み後に次の事項に該当したときは、利用調整に関わりますので、必ず保育支援課保育サービス係まで下記の必要書類を提出してください。なお、各月の指数基準日（P.10～13参照）までに提出されたものに限り、該当する入園希望月の指数を変更します。

No.	状況	必要な書類
1	希望園の変更をしたいとき	保育所等利用申込の希望変更届（区様式）
2	求職中で申込みを行い、教育・保育給付認定有効期間が終了するとき ※待機の場合に限る	求職活動報告書（区様式） 3か月ごと、給付認定有効期間終了月中に提出してください。
3	保育が必要な事由や保護者の状況が変わったとき ＜例＞就職・転職	就労証明書（区様式）等 ※転職の場合は、P.34「転職について」をご参照ください。
4	就労内定でお申込みの方が、就労を開始したとき	証明日が就労開始日以降の就労証明書（区様式）
5	就学内定でお申込みの方が、通学を開始したとき	在学証明書・カリキュラム（授業形態がわかる書類）等
6	育児休業から復職したとき	復職証明書（区様式）
7	児童を認可外保育施設（認証保育所等）に預けたとき	受託証明書（区様式）
8	自宅保育が可能となった等の理由で保育園等の入園の必要がなくなったとき	保育所等利用申込取下書（区様式）
9	転園のお申込み後に、転園の必要がなくなったとき	
10	転出のため、江東区の保育園等の入園の必要がなくなったとき	
11	家庭状況等が変わったとき	認定変更申請書兼届出事項変更届（区様式）

（６）3か月以内の証明年月日でご提出いただく書類一覧（3か月を超えたものは受付できません。）

就労を証明する書類	就労証明書（区様式）	復職証明書（区様式）
自営を証明する書類	領収書	請求書
就学していることを証明する書類	在学証明書	
疾病や介護を証明する書類	医師の診断書	
祖父母が保育にあたることのできない状況を確認できる書類	祖父母の在職証明書	祖父母の医師の診断書
申込児童を認可外保育施設等に月極有料で預けていることを証明する書類	受託証明書（区様式）	

例）書類提出日が11月15日の場合・・・○証明年月日が8月15日 ×証明年月日が8月14日

※郵送申請、電子申請、追加書類の提出など全て書類（データ）到着日を提出日とします。